

平成 29 年 3 月 10 日
近検協第 28-069 号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 28 年度 2 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2 月度の受付台数は 16,655 台で本年度累計は 138,269 台となり、前年同月比 99.6%、前年度累計比は 99.6%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 建物用途が個人住宅に変更になる場合の対応について

個人住宅については、定期報告の対象外となることから、「除外申請書」の提出をお願いしていますが、特定行政庁により別途提出書類が必要な場合もありますので、事前に特定行政庁に確認をお願いします。

但し、大阪府及び大阪市の物件については、事前の確認は不要であり「除外申請書」の提出で手続きが可能です。

2. 四号建築物に後付されたエレベーターの初回報告について

四号建築物（木造 2 階建て以下で、述べ床面積が 500 m²以下の建築物）に後付けされたエレベーターの場合は、報告書（第二面）【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】が記載することができないため、初回報告の場合に限り以下の対応をお願いします。

- (1) エレベーター設置の際に、建築物の変更届けを特定行政庁に提出されている場合は、その変更届けの写しを定期検査報告書に添付してください。
- (2) 建築物の変更届けが不要な特定行政庁の場合は、設置前の特定行政庁との打合せ内容とエレベーターが後付けである旨、報告書（第二面）【8. 備考】に記載してください。
- (3) 変更届けが無く、設置前の打合せ記録が不明な場合は、報告前に特定行政庁と打合せを行い、その打合せ内容とエレベーターが後付けである旨、報告書（第二面）【8. 備考】に記載してください。

3. 新検査結果表のホームページ掲載について

平成 29 年 4 月 1 日からの昇降機検査告示第 283 号の改正にともない、協議会ホームページの「帳票ダウンロード」に新様式の検査結果表を掲載いたしました。

つきましては、平成 29 年 4 月 1 日以降の検査実施物件については、新様式の検査結果表で報告して下さい。

なお、報告会社様独自に検査結果表を作成されている場合は、行の高さを協議会の様式に合わせて頂きますようお願いいたします。

<ページ数の目安>

- ロープ式：5 ページ
- 油圧式：4 ページ
- いす式階段昇降機：2 ページ
- 段差解消機・エスカレーター・小荷物専用昇降機：3 ページ

以上